

# 深谷小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定（平成 30 年 2 月 28 日改定）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

「(1) いじめの定義」にもあるように、「いじめ」とは、当該児童が「いじめられた」「心的・肉体的苦痛を感じた」と感じれば「いじめ」であると捉えられる。そうであれば、いじめは「どの集団にも」「どの学校にも」「どの学級でも」「どの子でも」、そして「どのような場合でも」起こる可能性がある、ということになる。

そのような「いじめ」を防止するための本校の基本理念は、

- あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す  
→人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、互いを認め合える場をつくる
- 日常の児童指導体制及び対応の充実  
→現行の「いじめ防止対策推進法」に基づくと、一定の人間関係のある児童間で起きる問題のほとんどがいじめだと捉えられる。そのことを踏まえ、人間関係によって起きる問題については、いじめかどうかという判断の如何に関わらず、まずは迅速な児童指導対応を的確・丁寧に行うことが肝要であると考えます。そうした意味で、日常の児童指導体制・児童指導対応を充実させることが、いじめの迅速・的確な対応につながると考えている
- 子どもが主体となって、「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育む  
→本校では、「いじめのない社会を形成する主体となるような意識・人権感覚をもつ子ども」を育てるために、日々、他者の存在の大切さを実感することができるような授業を推進する。また、あらゆる機会を捉え、集団として、「いじめ」を否定し、克服するための学級や学年での話し合いや取組を行い、集団としての子どもの意識を高める。  
また、児童会等でなかまを大切にするための子どもからの願いや切実な思いがある場合には、その機会を捉え、子どもが主体となる全校での取組も推進していく。
- 「いじめを絶対に許さない」ということを、教職員一丸となって発信していく  
→「いじめは絶対に許されないことであること」、「深刻な人権侵害であること」を子どもに伝わる言葉や表現で伝え続け、いじめを起こさない、許さない風土づくりに努める
- いじめの「芽」を見抜き、被害者だけでなく加害者も生まない学校づくりを目指す  
→定期的なアンケート、教職員同士の情報共有、「どのようなことがいじめにつながっていくか」ということを見抜くための研修を行う等、いじめが起これないようにするための取組を、年間を通して行っていく

である。上記の理念を全うすることで、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校・社会の実現を目指していく。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

管理職、教務主任、児童支援専任、学年主任、養護教諭を中心に構成し、これを「いじめ防止対策委員会」とする。

### (2) 委員会の運営

月1回以上定期的に行うものとする。ただし、いじめを認知した際には、直ちに開催する。

また、開催にあたって校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ○いじめの未然防止について

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

#### ○いじめの早期発見・事案対処について

- ・児童支援専任や特別支援教育コーディネーターを中心とした、いじめの相談・通報の窓口の設定
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ及び、いじめの疑いを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

○「一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにする」ために

- ・日常的に教職員同士が相談できる土壌づくり

→いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、日常的に教職員同士が相談できる土壌をつくっておき、問題になりそうなことを早期に把握したり、分かる授業や、楽しい学級づくりを行い、子どもたちが通いやすい学級をつくったりできるようにする。

- ・いじめに関する正しい認識を児童にもたせる

→学級指導の中で、いじめ問題やいじめの定義等について子どもと深く話していく。その時期やタイミングについては、担任が各自決める。

- ・学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校便り等で保護者や地域住民に公表し、理解と協力を得る

- ・全教職員がどの子どもに対しても同じ指導、支援を行う。「深谷っ子の約束」にのっとった指導や支援について、随時子どもの実態を踏まえ確認及び共有する

- ・教師はどの子どもにも分かりやすい授業を心がけ、工夫して実践する。授業研究会、自主的な他学級の参観、また、幼稚園や保育園及び中学校の授業参観を通して、研鑽を積めるようにする

- ・学級としての集団づくり及び、他学年との「なかよし班活動」の機会を大切に行う。そのために、特

別活動や道徳教育、人権教育を充実させる。また、学級集会や委員会等、子どもの自主的な活動に教師が積極的にかかわり、適切な指導、支援に当たる

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を有効活用し、普段の学習に生かしていく
- ・安心、安全なインターネットや SNS の使い方等について、授業を通して指導・支援をしていく

## (2) いじめの早期発見

○いじめを見逃さない、教職員の子どもの見る目と心を養う

- ・教職員と児童が親密で信頼に満ちた人間関係を築く
- 「子どものことは、子どもが一番よく知っている」  
いざというときに、児童が教職員に本当のことや気持ちや悩みなどを打ち明けることができるように、日頃から学校全体で信頼関係づくりに取り組む
- ・定期的なアンケート（学校生活アンケートやいじめ解決一斉アンケート等）を行い、結果や児童の実態に合わせ、担任、児童支援専任が指導、支援に当たる。また、そのことを「いじめ防止対策委員会」にて共有化を図る
- ・特別支援教育に関する研修を実施し、理解を深める
- ・学校カウンセラーに学級を参観してもらい、アドバイスを受け、それを参考に実践する
- ・地域療育センターのコンサルテーションを必要に応じて行い、子どもの様子から具体的な手だてを受け実践する
- ・「教育相談」の案内を年度初めに保護者にお知らせし、随時実施する。必要に応じて、SC、地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関に案内する
- ・インターネットを通じたいじめへの実態や対応方法について、教職員及び保護者を対象とした研修会を実施する

## (3) いじめに対する措置

○チームで迅速に対応。適切な指導・支援を継続して実施する

- ・訴えを受けたり、兆候を発見したりした際は速やかに情報を共有し、一人だけで対応せずに複数の教職員（必要に応じて保護者や関係機関も）で役割分担し、協同による迅速かつ適切な対応を実施する
- ・いじめの認識後、すばやく管理職、児童支援専任、関係する児童の担任等のチームを組織する。（ブレいじめ防止対策委員会）その後、必要に応じていじめ防止対策委員会を開き、全体への周知・対応を図る
- ・事実確認の方法、被害児童、加害児童、及び、保護者への対応・方針を決定し、対応する
- ・いじめの事実について、児童、保護者への報告を行う
- ・いじめは法律上犯罪行為に当たることから、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図る

## (4) いじめの解消

○いじめが「解消した」と状態になるまで、当該児童へのアフターフォローを続ける

→いじめが「解消している」状態とは、

**①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること**

**②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと**

の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。（横浜市いじめ防止基本方針より）このことを前提に、以下のような支援や指導を本校では行っていく。

- ・加害、被害児童の担任だけでなく、学校全体としていじめが再発していないかを見守っていく
- 加害、被害児童を全職員で共有し、声をかけたり、休み時間に見守ったりすることで、いじめの事実が風化していないことを当該児童に分かせるとともに、「見ていてくれている」という安心感が感じられるようにする。
- 被害児童の心的ケアはもちろん、加害児童に対しての心的ケアも忘れずに行う。

・いじめに関わった児童全員がそれぞれに納得をし、前向きに生活を始め、よりよい関係をつくっていきけるように支援・対応を行う

→加害・被害児童及び係った児童の人間関係を回復していくための支援や対応を、いじめが「解消した」後も続けていく。

#### (5) 教職員等への研修

○児童心理や、人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修の推進

→事例を基にグループで検討し、具体的な対応の仕方や、児童との接し方を考えていく研修

→法の正確な解釈や、確実な運用を行うための研修

→「子どもへの声かけの仕方」「いじめの芽を見つける具体的な視点」等、より実践的な支援を考える研修

#### (6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域が学校運営に参画する「深谷っ子を共に育てる会」等や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

#### (7) 取組の年間計画

月	取組内容
4月	深谷小学校基本方針の確認、児童理解研修
5月	家庭訪問、YP アセスメント実施①
6月	学校生活アンケート①、いじめ解決一斉アンケート①
7月	教育相談（保護者）①、横浜子ども会議①
8月	横浜子ども会議②、専任教諭夏季研修に基づく校内研修
9月	
10月	学校評価アンケート
11月	人権教育週間、学校生活アンケート②
12月	いじめ解決一斉アンケート②、教育相談（保護者）②
1月	幼稚園・保育園との引き継ぎ、YP アセスメント実施②
2月	学校評価アンケート
3月	いじめ防止基本方針の見直し、年間の振り返り、中学校との引き継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回、随時）児童指導委員会（随時）

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

→例えば、「いじめによる不登校」「児童が自殺を企図した」「身体に重大な傷害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」等のケースが想定される。

### 【重大事態の報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。（「疑い」であっても、報告する。）

### 【重大事態の調査・報告】

いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。（「疑い」であっても、調査を行う。）

### 【児童・保護者への報告】

いじめを受けた、もしくはいじめを行った児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる